

小合地区コミュニティセンター利用規則

小合地区コミュニティセンターを利用する団体又は個人は、指定管理者である小合地域コミュニティ協議会が定める「小合地区コミュニティセンター利用規則」を守り、適正に施設を使用しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第1条 開館時間は、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例に定めるとおりとする。ただし、利用時間については以下に定めるとおりとする。なお、閉館時間については、電力需給等の社会状況を考慮して短縮することができる。

(1) 開館時間 午前9時 から 午後10時

(2) 利用時間

① 午前 9時00分から12時00分

② 午後 13時00分から17時00分

③ 夜間 18時00分から21時30分

※終了後は、利用時間内に掃除・点検をし、諸々の手続きを済ませ退館すること。

(休館日)

第2条 休館日については、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例に定めるとおりとする。

(1) 毎週月曜日

ただし、小合地域コミュニティ協議会の行事等で、指定管理者が必要と認めるときは、開館することができる。

(2) 12月29日から1月3日まで

(3) 社会通念を考慮し、指定管理者が必要と認めるときは、新潟市長の承認を得て、臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第3条 指定管理者は、次の各号の1に該当する場合は、コミュニティセンターの利用を許可しない。

(1) コミュニティセンター利用の目的又は内容が、公の秩序又は、善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。

(2) コミュニティセンターの施設又は設備を汚損する恐れがあると認められるとき。

(3) コミュニティセンターの施設内で、物品販売等、営利を目的とする個人または団体。

(4) コミュニティセンター施設の利用目的がはっきりしないとき。

(5) 飲食が主な目的と判断されるとき。

(6) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がコミュニティセンター管理上支障があると認

めるとき。

(利用の取り消し)

第4条 指定管理者は、次の各号の1に該当する場合は、コミュニティセンターの利用許可を取り消すことができる。

- (1) コミュニティセンター利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反したとき、又はその恐れがあると認められたとき。
- (2) コミュニティセンターの施設又は設備を汚損したとき、又はその恐れがあると認められるとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がコミュニティセンター管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第5条 施設利用料金は、別紙の「小合地区コミュニティセンター利用料」に定めるとおりとする。

(利用料金の免除)

第6条 指定管理者は、次の各号の1に該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 新潟市等、行政機関が利用するとき。
- (2) 学校長名で利用申請があったとき。
- (3) コミ協及びコミ協の関連団体(小合地区社協等)が利用するとき。
- (4) 民生委員・児童委員協議会から申請があったとき。
- (5) 指定管理者が必要と認めたとき。

(利用申込)

第7条 小合地区コミュニティセンター利用申込は、施設を利用する3日前までに「小合地区コミュニティセンター利用許可申請書」を提出して申込む。

(利用申込の取り消し)

第8条 利用者の都合による施設利用の取り消しは、次の各号による。

- (1) 施設利用日の2日前以前の取り消しは無料とする。
- (2) 施設利用日の前日以降の取り消しは、所定利用料金の半額を徴収する。

(その他)

第9条 小合地区コミュニティセンター利用規則に定めのない細則について、必要と認められる事象が生じた場合は、小合地域コミュニティ協議会の役員会で協議し決定する。

付則

この利用規則は平成24年4月1日から施行する。

この利用規則は平成28年4月1日から改正施行する。

この利用規則は平成29年11月15日から改正施行する。

この利用規則は令和元年6月1日から改正施行する。

小合地区コミュニティセンター利用料

1. 利用料金表

(1) 営利を目的としない登録団体

区 分		時 間 別 利 用 料		
		午前 9 時～12 時	午後 1 時～5 時	午後 6 時～9時30分
大	ホ ー ル	1,000 円	1,000 円	1,000 円
集	会 室	800 円	800 円	800 円
会	議 室	500 円	500 円	500 円
調	理 実 習 室	500 円	500 円	500 円
和 室	2室使用	800 円	800 円	800 円
	1室のみ使用	500 円	500 円	500 円

(2) 営利団体及び営利を目的としない未登録団体

区 分		時 間 別 利 用 料		
		午前 9 時～12 時	午後 1 時～5 時	午後 6 時～9時30分
大	ホ ー ル	3,000 円	3,000 円	5,000 円
集	会 室	1,500 円	1,500 円	2,000 円
会	議 室	600 円	600 円	600 円
調	理 実 習 室	900 円	900 円	900 円
和 室	2室使用	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	1室のみ使用	600 円	600 円	600 円

(3) カラオケ装置利用料

カ ラ オ ケ 装 置 利 用 料	時 間 別 利 用 料			H28.4.1改正
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時30分	
	1,000 円	1,000 円	1,000 円	

※ カラオケ装置を使用の場合丁寧に扱うこと。(万一故障させた場合、修理代は負担していただきます)

2. 懇親会等で「飲酒」が伴う場合

- 1団体 1,500円収納願います

3. 利用申込

- (1) 利用申込みは、利用日の3日前までに申請して下さい。
- (2) 利用許可申請書の提出をお願いします。
- (3) 前日以降のキャンセル料は、半額徴収いたします。
- (4) 利用後に利用報告書の提出をお願いします。